

地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の介護休業等に関する規程の一部改正 新旧対照表 (案)

新	旧	改正理由等
<p>(介護休業の対象) 第 3 条 (略) (6) (略) イ 介護休業開始予定日から93日を経過する日から <u>6 箇月</u> を経過する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでないこと</p> <p>(勤務時間の短縮) 第 6 条 第 3 条に規定する職員及びその他理事長が認めた職員は、利用開始の日から3年の間で2回までの範囲内で、<u>1 日又は30分を単位とし</u>、勤務時間の短縮を行うことができる。ただし、任期付職員、再雇用職員等及び非常勤職員のうち、勤務時間が1日6時間未満の者は、この限りではない。</p> <p>(略)</p> <p>(介護休業又は勤務時間の短縮の承認等の請求手続) 第 7 条 職員は、介護休業又は勤務時間の短縮を受けようとするときは、介護休業申請簿 (第 1 号様式) により、<u>あらかじめ</u> 所属長に願い出てその承認を受けなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>(介護欠勤の対象及び日数) 第 11 条 (略) 2 介護欠勤の日数は次に掲げる各号に定めるところによる。 (1) 前項第 1 号に規定する者にあつては、要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに1暦年につき <u>180 日</u> とする。ただし、同一の要介護者の同一の継続する状態について、次号による介護欠勤の日数がある場合には、1 暦年につき <u>180 日</u> 日から当該介護欠勤の日数を減じた日数とする。 (2) 前項第 2 号に規定する者にあつては、要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する期間ごとに必要と認める日数とする。 3 介護欠勤の単位は、1 日又は <u>30 分</u> とし、<u>30 分</u> を単位とする場合には、7 時間45分をもって1日に換算する。 4 <u>30 分</u> を単位とする介護欠勤は、1 日を通じ、勤務時間の始まる時刻から連続し、又は勤務時間の終わる時刻まで連続する4時間の範囲内とする。</p>	<p>(介護休業の対象) 第 3 条 (略) (6) (略) イ 介護休業開始予定日から93日を経過する日から <u>6 か月</u> を経過する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでないこと</p> <p>(勤務時間の短縮) 第 6 条 第 3 条に規定する職員及びその他理事長が認めた職員は、利用開始の日から3年の間で2回までの範囲内で、勤務時間の短縮を行うことができる。ただし、任期付職員、再雇用職員等及び非常勤職員のうち、勤務時間が1日6時間未満の者は、この限りではない。</p> <p>(略)</p> <p>(介護休業又は勤務時間の短縮の承認等の請求手続) 第 7 条 職員は、介護休業又は勤務時間の短縮を受けようとするときは、介護休業申請簿 (第 1 号様式) により、<u>原則として当該休業又は当該勤務時間の短縮の承認を受けようとする期間の始まる日の前日から起算して1週間前の日までに</u> 所属長に願い出てその承認を受けなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>(介護欠勤の対象及び日数) 第 11 条 (略) 2 介護欠勤の日数は次に掲げる各号に定めるところによる。 (1) 前項第 1 号に規定する者にあつては、要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに1暦年につき <u>90 日</u> とする。ただし、同一の要介護者の同一の継続する状態について、次号による介護欠勤の日数がある場合には、1 暦年につき <u>90 日</u> から当該介護欠勤の日数を減じた日数とする。 (2) 前項第 2 号に規定する者にあつては、要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する期間ごとに必要と認める日数とする。 3 介護欠勤の単位は、1 日又は <u>1 時間</u> とし、<u>1 時間</u> を単位とする場合には、7 時間45分をもって1日に換算する。 4 <u>1 時間</u> を単位とする介護欠勤は、1 日を通じ、勤務時間の始まる時刻から連続し、又は勤務時間の終わる時刻まで連続する4時間の範囲内とする。</p>	<p>・表記の訂正</p> <p>・勤務時間の短縮について、30分単位で短縮可能とするための改正</p> <p>・介護休業又は勤務時間の短縮を願い出る時期について、あらかじめの願い出により手続きを可能とするための改正</p> <p>・介護欠勤の日数を1暦年につき90日から180日に拡大するための改正</p>

新	旧	改正理由等
<p>(略)</p> <p>附 則</p> <p><u>この規程は、平成4年1月1日から施行する。</u></p>	<p>(略)</p>	

新												旧												改正理由等					
第1号様式 <u>(第7条関係)</u> (表) (用紙 <u>日本産業規格</u> A4縦長型)												第1号様式 (表) (用紙 <u>日本工業規格</u> A4縦長型)												<ul style="list-style-type: none"> 様式の関係条文を明示するための改正 工業標準化法（昭和24年法律第185号）の一部改正に伴い、工業標準の「日本工業規格」が「日本産業規格」に改められたことによる改正 勤務時間の短縮について、30分単位で短縮可能となること（第6条の改正）に伴う様式の改正 					
介護休業申請簿												介護休業申請簿																	
職				要介護者の状態及び具体的な介護の内容								職				要介護者の状態及び具体的な介護の内容													
氏名		職員番号		氏名		続柄		□同居 □同一生計		介護が必要となった時期 年 月 日		介護休業申請可能期間 年 月 日から 年 月 日		氏名		続柄		□同居 □同一生計		介護が必要となった時期 年 月 日		介護休業申請可能期間 年 月 日から 年 月 日							
所属長印	直接 監督 者印	休業の期間				取得形態				日数・時間数・分 数・累計				出勤 照合 済印	所属長印	直接 監督 者印	休業の期間				取得形態				日数・時間数・ <u>日</u> 数・累計				出勤 照合 済印
		期	間	日	時	分	時	分	日	時	分	日	時				分	日	時	分	日	時	分	日	時	分	日	時	
		年 月 日から	年 月 日まで	□毎日	□その他()	時 分～	時 分									年 月 日から	年 月 日まで	□毎日	□その他()	時 分～	時 分								
		年 月 日から	年 月 日まで	□毎日	□その他()	時 分～	時 分									年 月 日から	年 月 日まで	□毎日	□その他()	時 分～	時 分								
		年 月 日から	年 月 日まで	□毎日	□その他()	時 分～	時 分									年 月 日から	年 月 日まで	□毎日	□その他()	時 分～	時 分								
		年 月 日から	年 月 日まで	□毎日	□その他()	時 分～	時 分									年 月 日から	年 月 日まで	□毎日	□その他()	時 分～	時 分								
		年 月 日から	年 月 日まで	□毎日	□その他()	時 分～	時 分									年 月 日から	年 月 日まで	□毎日	□その他()	時 分～	時 分								

令和 3 年 12 月 21 日
理事会
人事部

介護休業等に関する規程の一部改正について

1 改正の趣旨

神奈川県での制度改正及び機構組合との労使交渉における合意を踏まえ、職員が柔軟に介護休業等を利用できるよう、関係規程の改正を行う。

2 改正の概要

(1) 介護に係る勤務時間の短縮及び介護欠勤における取得単位の改正

介護に係る勤務時間の短縮及び介護欠勤について、取得単位を「日又は時間」から「日又は30分」とする。

(2) 介護欠勤の日数の改正

介護欠勤の日数を 1 暦年につき「90日」から「180日」とする。

(3) 「介護休業」及び「勤務時間の短縮」の取得願出期限の改正

「介護休業」及び介護に係る「勤務時間の短縮」の取得の願出期限について、「原則として承認を受けようとする期間の始まる日の前日から起算して 1 週間前の日」から「あらかじめ」の願出により取得可能とする。

(4) 第 6 条の改正に伴う様式の改正

「勤務時間の短縮」について、30分単位で短縮可能となることに伴い、様式を改正する。

(5) 表記の変更

文言の統一整理を行う。

3 改正内容

新旧対照表のとおり

4 施行期日

令和 4 年 1 月 1 日